

富山県地域防災計画改定案に対する意見募集の結果

1 募集期間

令和5年2月6日（月）から令和5年2月24日（金）まで

2 募集方法

閲覧場所：富山県ホームページ

県庁（県民サロン、県情報公開総合窓口、防災・危機管理課）

各地方県民相談室（高岡、魚津、砺波）

県立図書館

意見の提出方法：ホームページ、郵送、ファクシミリ、電子メール

3 提出された意見の件数 4件

| | |
|--|---|
| 各編共通・・・ 1件 地震・津波編・・・ 2件 風水害編・・・ 1件 |] |
|--|---|

4 意見の要旨と県の考え方

○富山県地域防災計画（各編共通）改定案に対するご意見及び県の考え方

| No | 意見の概要 | 県の考え方（案） | 計画該当箇所 |
|----|--|---|--|
| 1 | 「避難に関する情報について気象台が市町村へ助言をする」とあるが、市町村が助言を求めるのか。それとも気象台が自発的に助言するのか。 | 気象台が市町村から気象・地象等について助言を求められた場合は応じることになっている。また、必要に応じて気象台から市町村へ能動的に警戒を呼びかける。 | 市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて富山地方気象台、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。 |

○ 富山県地域防災計画（地震・津波編）改定案に対するご意見及び県の考え方

| No | 意見の概要 | 県の考え方（案） | 計画該当箇所 |
|----|--|---|--|
| 1 | 「応急建築物」→「応急仮設建築物」に用語を統一してはどうか。 | 建築基準法上、「応急建築物」という用語は記載されていないため、「応急仮設建築物」に統一する。 | (3)(1) 及び(2)の <u>応急建築物</u> はあくまで臨時のものであるので原則として竣工後3月以内に除却しなければならない。しかし、3月を過ぎても存続する必要がある場合は <u>知事</u> の許可を受けなければならない。この場合、 <u>知事</u> は、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるとときは、2年以内の期間を限って、存続を許可する。 |
| 2 | 応急仮設建築物の存続の許可は知事以外の富山市長、高岡市長の場合もあるため、「特定行政庁」に修正してはどうか。 | 建築基準法第85条第3項に基づき、応急仮設建築物の存続については「特定行政庁」の許可を受けなければならぬと定められていることから、「知事」を「特定行政庁（富山市、高岡市、富山県）」に修正する。 この修正に伴い、(1)の表記「知事は、富山市及び高岡市を除く地域（富山市及び高岡市にあってはそれぞれの市長が）…。」についても「特定行政庁（富山市、高岡市、富山県）」に修正する。 | |

○ 富山県地域防災計画（風水害編）改定案に対するご意見及び県の考え方

| No | 意見の概要 | 県の考え方（案） | 計画該当箇所 |
|----|--|---|--|
| 1 | 「知事は河川水位が氾濫危険水位に達した場合は、一般に周知する」とあるが、どのような方法で周知されるのか。7月に富山市を流れる「いたち川」が氾濫危険水位に到達したが、県からも水防管理団体である富山市からも何の広報もなかった。岐阜県のように河川の水位が上昇したらメールで知らせてくれるシステムを構築すべきではないか。 | 本県では、いたち川を始めとする水位周知河川が、氾濫危険水位に到達した場合には、水防法に基づき、水防管理者等に通知するとともに一般への周知を図っている。周知の方法については、「富山防災WEB」や「富山県河川海岸カメラ・水位情報」等のサイトに水位情報を公開しているほか、必要に応じ、報道機関に対しても、メールアラートやFAXによる情報提供を行っている。 ご提案のメールシステムについては、避難行動の一助になると考えられますので、他県や民間サービスの動向を踏まえつつ、検討していく。 | (1)国土交通大臣は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、知事にその旨を通知するとともに一般に周知する。 (2)知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。 |